

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 6月 12日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
(届出者) 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話 03-5600-1488 (代理者) 京都府長岡京市開田一丁目6番6号 電話 075-951-1181		(届出者) 三菱製紙株式会社代表取締役副社長 眞田茂春 (代理者) 三菱製紙株式会社執行役員工場長 及川浩典 電話番号: 075-951-1181					
主たる業種	写真感光材料製造業、塗工紙製造業	細分類番号	1	6	9 5		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	脱炭素社会に向けたCO2削減の検討(エネルギー削減および生産性向上への取り組み)						
計画を推進するための体制	ISO14001の推進母体である工場環境マネジメント組織のエネルギー委員会を中心に推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,831.2 トン	12,590.5 トン	11,378.2 トン		1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,855.7 トン	11,390.5 トン	10,178.2 トン		-9.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	生産におけるエネルギー削減及び生産性向上の取り組みによる省エネ化を進めてきたが、基準年度と比較し温室効果ガス増減率は1.3%の増加となった。評価の対象となる排出の量は、第四計画期間の超過削減量を差し引くことで増減率は-9.0%となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量百万㎡×30)	10.63	12.39	11.71		13.36 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	基準年度と比較し、分母となる生産数量の減少も大きく影響し、原単位当たりの増減率は16.56%の増加となった。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	エネルギー専門委員会を中心としたエネルギー削減および生産性向上への取り組み					
	令和6年度	エネルギー専門委員会を中心としたエネルギー削減および生産性向上への取り組み					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤方法の登録を行い、公共交通機関を最大限利用する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	安全面からやむを得ない場合以外は、公共交通機関を利用する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・長岡京市環境フェアにて、ミニセミナーおよび体験型学習を通して、森と環境、森のめぐみについて教育している。また、西山森林ボランティアの社会貢献活動にも参加している。						
特記事項	第四計画期間からの超過削減量3609.6トンのうち、第1年度は1,200トン、第2年度は1,200トン、第3年度は1,209.6トンを差し引く						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。